

	3 道路公社に関すること。					
	4 道路の建設に関すること(道路の新設及び改良に関する限りに限る。ただし、交通安全施設の整備に関する除く。)。					
	5 市町村道に関すること(道路保全課の分掌事務に係るものを除く。)。			1 市町村国庫補助工事の完了の認定をすること。		
	6 道路都市局長に関すること。					
道路保全課	1 道路の管理に関すること。	1 県道の路線の認定、変更及び廃止を行うこと。		1 道路法(昭和27年法律第180号)第19条の規定により県界地に係る道路の管理の方法を定め、同法第54条の規定によりその費用負担の方法を定めること。 2 同法第20条	1 道路法第18条の規定により道路の区域の決定、区域の変更及び供用開始を行ふこと並にそれらに伴う告示すること。	

の規定により兼用工作物の管理の方法を定め、同法第55条の規定によりその費用負担の方法を定めること。

3 同法第21条の規定により他の工作物の管理者に対する工事施行命令を行い、同法第60条の規定によりその費用負担額を決定すること。

4 同法第37条の規定により道路占用の禁止又は制限区域の指定を行うこと。

5 同法第44条の規定により沿道区域の指

定を行
うこ
と。

6 同法
第48条
の2の
規定に
より自
動車專
用道路
の指定
を行
うこと。

7 同法
第48条
の7の
規定に
より自
転車專
用道路
等の指
定を行
うこと。

8 同法
第71条
第2項
の規定
により
監督處
分を行
うこと。

9 同法
第71条
第4項
の規定
により
道路監
理員の
任免を行
うこと。

10 同法
第94条
の規定
により
不用物
件の返
還を行
うこと。

11 車輛
制限令
(昭和

				36年政令第265号)の施行に関する道路の指定を行うこと。 12 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条の規定により電線共同溝を整備すべき道路の指定を行うこと。		
2 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)に関すること。	1 同法第3条第3項の規定により協議に応じ、又は同意を行うこと。 2 同法第16条の規定により同意を行うこと。			1 同法第8条第3項の規定により意見を決定し、又は同意を行うこと。 2 同法第17条の規定により意見を決定し、又は同意を行うこと。		

	3 軌道に 関するこ と。			1 軌道 法の規 定によ る主務 大臣の職 権を都 道府県 知事に委 任する政 令（昭和 28年政令第 257号）に 基づく認可 を行うこと。		
	4 道路運 送法（昭 和26年法 律第183 号）に關 すること。			1 同法 第91条 の規定 による 道路管 理者の意 見を決 定す ること。		
	5 道路の 美化に關 すること。					
	6 国有財 産に關す ること (道路法 の道路敷 及び法定 外公共物 の里道に 限る。)。					
	7 道路の 維持に關 すること。			1 道路 法第46 条第1 項の規 定によ り異常 気象時 等にお ける通 行規制 区間の 指定を行 うこと。	1 道路 パトロ ール実 施計画 を決定 すること。 2 道路 通行規 制の報 告に関 すること。	

	8 道路の建設に関する事務(道路整備課の分掌事務に係るものを除く。)。					
	9 市町村道に関する事務(交通安全施設等の整備に関する事務に限る。)。		1 市町村国庫補助工事の完了の認定をすること。			
	10 道路の環境整備に関する事務。					
都市計画課	1 都市計画に関する事務。 2 同法第18条の規定に基づき、都市計画区域の指定等をすること。 3 同法第18条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得るために国土交通省に協議をすること。	1 都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定に基づき、都市計画区域の指定等をすること。 2 同法第18条の規定に基づき、都市計画を決定すること。 3 同法第18条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得るために国土交通省に協議をすること。	1 同法第18条第3項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得るために国土交通省に協議をすること。 2 同法第19条第3項の規定に基づき、市町村の都市計画に同意するためその協議を審査すること。 3 同法第24条第5項	1 風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条の規定に基づく建築許可をすること。 2 同条例第5条の規定に基づき、立入検査をすること。 3 同条例第6条の規定に基づき、風致地区内における行為について助言又は勧		

得ること（同法第21条第2項で準用する場合を含む。）。		規定に基づき、市町村にて都市計画の決定又は変更のための措置を求めること。	告すること。	
4 同法第19条第3項の規定に基づき、市町村の都市計画に同意すること。		4 同法第53条の規定に基づき、建築を許可すること。	4 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例第18条第1項の規定に基づき、必要な指導助言をすること。	
5 同法第21条第1項の規定に基づき、都市計画の変更をすること。		5 同法第55条の規定に基づき、都市計画施設の区域内の土地で建築の許可をしないことができる区域を指定すること。	5 同条例第18条第2項の規定に基づき、必要な指示をすること。	
6 同法第24条第7項の規定に基づき、国の関係機関の長に対して、国土計画若しくは地方計画又は国の計画又は策定又は変更について申し出ること。		6 同法第59条第1項の規定に基づき、市町村の都市計画事業を認可すること。	6 同条例第19条の規定に基づき、協議を受けること。	
		7 同法第59条第5項の規定	7 同条例第20条の規定に基づき、協議を行ふことを勧ること。	

に基づき、国
の機
関、都
道府県
及び市
町村以
外の者
の都市
計画事
業を認
可する
こと。

8 同法
第63条
第1項
の規定
に基づ
き、事
業計画
の変更
を認可
するこ
と。

9 同法
第81条
及び風
致地区
内にお
ける建
築等の
規制に
関する
条例
(昭和
45年熊
本県條
例第14
号)第7
条の規
定に基
づく監
督処分
をすること
(代執行を除
く。)。

10 都市
計画法
施行規
則(昭和
44年建設
省令第49

			号) 第13条に規定する都市計画の軽易な変更をすること。		
2 街路事業に関すること。					
3 土地区画整理事業に関すること。	<p>1 土地区画整理事法(昭和29年法律第119号)第4条の規定に基づき、個人施工者の土地区画整理事業の施行を認可すること。</p> <p>2 同法第14条の規定に基づき、組合の設立を認可すること。</p> <p>3 同法第20条第3項の規定に基づき、意見書を審査し、認可を申請した者に対し事業計画に必要な</p>	<p>1 同法第10条第1項の規定に基づき、個人施工者の規約又は事業計画の変更を認め可すること。</p> <p>2 同法第11条第3項の規定に基づき、1人で施行する土地区画整理事業が数人共同して施行する土地区画整理事業となつた場合において、規約について認可すること。</p> <p>3 同法第13条第1項の規定</p>	<p>1 同法第20条第1項の規定に基づき、施行地となるべき区域を管轄する市町村長に、事業計画を公衆の縦覧に供すること(同法第39条第2項の規定において準用する場合を含む。)。</p> <p>2 同法第29条第1項の規定に基づき、理事の氏名及び住所の届出をすること。</p> <p>3 同法第55条第1項の規定に基づき、</p>		

の規定に基づき、熊本県都市計画審議会の議により、県の事業計画について修正を加え、又は意見書を提出した者に通知すること。

6 同法第69条第4項の規定に基づき、熊本県都市計画審議会の議により、施行規程及び事業計画について修正を加え、又は意見書を提出した者に通知すること。

と。
6 同法第41条第4項の規定に基づき、組合の徴収する賦課金等の滞納処分を認可すること。

7 同法第45条第2項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。

8 同法第49条の規定に基づき、組合の決算報告を承認すること。

9 同法第55条第4項の規定に基づき、熊本県都市計画審議会の議により、市町村の事業計画について修正を加えることを命じ、又は意

見書を
提出し
た者に
通知す
ること。

10 同法
第55条
第12項
及び第
69条第
12項の
規定に
基づ
き、事
業計画
におい
て定め
る設計
の概要
の変更
につい
て、国
土交通
大臣の
認可を
受け、又
は市
町村若
しくは
市町村
長に對
し認可
すること。

11 同法
第69条
第4項
の規定
に基づ
き、熊
本県都
市計画
審議会
の議に
より、市
町村の
施行
規程及
び事業
計画に
ついて
修正を
加える
ことを

命じ、
又は意
見書を
提出し
た者に
通知す
るこ
と。

12 同法
第76条
第4項
の規定
に基づ
き、同
条第1
項及び
第3項
の規定
に違反
した者
に対
し、土
地の原
状回復
等を命
じること。

13 同法
第86条
第1項
の規定
に基づ
き、換
地計画
を定
め、又
は換地
計画を
認可す
ること。

14 同法
第97条
第1項
の規定
に基づ
き、換
地計画
の変更
につい
て認可
すること。

15 同法
第123

条の規定に基づき、個人施行者、組合、市町村、又は市町村長に対し、報告等の提出を求め、又は勧告等をすること。

16 同法第124条の規定に基づき、個人施行者の施行する土地区画整理事業について監督すること。

17 同法第125条の規定に基づき、組合の施行する土地区画整理事業について、監督すること。

	4 市街地再開発事業に関すること。	1 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 2 同法第16条第3項の規定に基づき、意見書を見審査し、認可をした対事業者に対し計画が必要正えると命じ、又は書に意見を記載する必要を認めない旨意見を提出した者に通知すること（同法第53条第2項の規定において準用する場合を	1 同法第38条第1項の規定に基づき、定款又は事業計画の変更を認めること。 2 同法第38条第2項の規定に基づき、意見書を見審査し、認可をした対事業者に対し計画が必要正えると命じ、又は書に意見を記載する必要を認めない旨意見を提出した者に通知すること。 3 同法第41条第3項の規定に基づき、組合の徴収する賦課金等の滞	1 同法第16条第1項の規定に基づき、施行区域を管轄する市町村に、計画公縦供ること（同法第2項の規定において準用場合）。同法第28条第1項の規定に基づき、長名住届受けること。 2 同法第53条第1項の規定に基づき、計画縦供すると（同法第56条の規定において準用場合）。	
--	-------------------	---	--	---	--

		<p>含む。)。</p> <p>3 同法第51条第1項の規定に基づき、施行規程及び事業計画を定め、又は事業計画において定める設計の概要について国土交通大臣の認可を受け、若しくは市町村に対し認可すること(同法第56条の規定において準用する場合を含む。)。</p> <p>4 同法第57条第4項の規定に基づき、市街地再開発審査会の委員を任免すること。</p> <p>5 同法第112条の規定に基</p>	<p>納処分を認可すること。</p> <p>4 同法第45条第3項の規定に基づき、組合の解散を認めること。</p> <p>5 同法第49条の規定に基づき、組合の清算報告承認すること。</p> <p>6 同法第60条第1項の規定に基づき、他人の占有する土地に測量のために入り、又は立ち入りを許可すること。</p> <p>7 同法第61条第1項の規定に基づき、障害物の伐除及び土地の試掘等について、許可す</p>	<p>4 同法第83条第1項の規定に基づき、変換縦覧すること。</p> <p>5 同法第66条第1項の規定に基づき、土地の形質更建その工の新築を許可すること。</p>	
--	--	---	--	---	--

		<p>づき、組合の事業代行開始を決定すること。</p> <p>6 同法第114条の規定に基づき、市町村長と協議して、当該市町村長を事業代行者に定めること。</p>		<p>ること。</p> <p>8 同法第66条第4項の規定に基づき、同条第1項及び第3項の規定に違反した者に対し、土地の原状回復等を命じること。</p> <p>9 同法第72条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けて、権利変換計画を定め、又は組合若しくは市町村に對し認可すること。</p> <p>10 同法第83条第3項の規定に基づき、市街地再開発審査会の議により、意見書を審査</p>		
--	--	---	--	---	--	--

し、権利変換計画に必要な修正を加え、又は意見書に意見を採択する必要を認めない旨を意見書を提出した者に通知すること。

11 同法第111条の規定に基づき、施行建築敷地上に地上権が設定されないものとして権利変換計画を定めること。

12 同法第124条の規定に基づき、市町村又は組合に対し、報告等の提出を求め、又勧告等をすること。

13 同法第125

				条の規 定に基 づき、 組合を 監督す ること。 14 同法 第126 条の規 定に基 づき、 市町村 を監督す ること。 15 同法 第133 条の規 定に基 づき、 管理規 約を定 め、又は 市町村若 しくは組 合の管 理規約 を認可す ること。		
	5 駐車場 法（昭和 32年法律 第106号） の施行に 関するこ と。					
	6 熊本県 都市計画 審議会に 関するこ と。					
	7 熊本駅 周辺整備 事務所に 関するこ と。					
	8 景観公 園室に關 するこ と。					

	(1) 景観行政、環境緑化及び公園に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					
	9 鉄道高架推進室に関すること。					
	(1) 熊本駅周辺地域の鉄道施設の高架化及び都市基盤の整備に係る事業の調整及び推進に関すること。					
下水環境課	1 下水道に関すること。			1 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、流域別下水道整備総合計画を定め、又は変更し、国土交通大臣の同意を受けるこ	1 下水道法第2条の2第4項の規定に基づき、流域別下水道整備総合計画を定めるとするとき、県及び市町村の意見を聞くこと(同法第2条の2第9項)	

と。
2 同法
第3条
第2項
の規定
に基づ
き、関
係市町
村と協
議し、公
共下水
道の設
置等を
行うこと。
3 同法
第4条
の規定
に基づ
き、事
業計画
及び計
画変更
を認可
すること。
4 同法
第25条
の3第1
項の規
定に基
づき、
事業計
画を定
め、国
土交通
大臣の
認可を
受け
ること
(同法
第25条
の3第4
項にお
いて準
用する
場合を
含む。)。
5 同法
第26条
第2項
の規定
に基づ

において準用
する場
合を含
む。)
2 同法
第2条の
2第7項
の規定
に基づ
き、流域
別下水
道整合計
画を定め
ようとする
とき、関
係県及
び市町村
の意見を
聞くこと(同
法第2条
の2第9
項にお
いて、準
用する
場合を
含む。)
3 同法
第25条
の2第2
項の規
定に基
づき、市
町村が
流域下
水道の設
置を行う
ことについて
協議す
ること。
4 同法
第25条
の3第2
項の規
定に基
づき、事
業計画
を定め
ようと

			関 係市町 村と協 議し て、都 市下水 路の設 置等を行 うこと。	する とき、関 係市町村 の意見 を聴く こと（同 法第25 条の3第 4項にお いて準 用する 場合を 含む。）。
			6 同法 第37条 第1項 の規定 に基づ き、公 共下水 道管理 者等に 対し、 工事又 は維持 管理に 関して 必要な 指示を すること。	5 同法 第25条 の9の規 定に基 づき、他 の施設 等の管 理者と 協議し て、共用 の暗渠 及び定 められた 件を設 けるこ と。
			7 同法 第37条 第2項 の規定 に基づ き、都 市下水 路管理 者に対 し、当 該都市 下水路 の改善 を命ず ること。	6 同法 第25条 の10に おいて 準用す る同法 第12条 の5の規 定に基 づき、特 定施設 の構造 等に計 画する に計 画の變 更又は 特定設 置に計 画する 廃止を命 じること。
			8 同法 第37条 の2の 規定に 基づ き、構 造等の 改善又 は下水 の排除 の停止	7 同法

				<p>を命ず ること。</p> <p>9 同法 第38条 の規定 に基づ き、監 督处分 等を行 うこと (行政 代執行 を除 く。)。</p> <p>10 過疎 地域自 立促進 特別措 置法第 15条第 1項の 規定に 基づ き、公 共下水 道の幹 線管等 の設置 を行 うこと。</p>	<p>第25条 の10に おいて 準用す る同法 第13条 第1項の 規定に に基づき、 排水設 備等を 立入検 査させ ること。</p> <p>8 同法 第25条 の10に おいて 準用す る同法 第18条 の規定 に基づき、 施傷行 為により を必要じ 用担す ること。 9 同法 第32条 第1項の 規定に 基づき、 調査等 のための 他人の土 地に入 り又は使 用すること。 10 同法 第39条 及び第 39条の2 の規定 に基づ き、公共 下水道</p>	
--	--	--	--	---	---	--

				管理者等から報告を徴収すること。	
	2 農業集落排水、漁業集落排水その他集落排水事業に関すること。		1 計画策定に関すること。 2 新規採択地区の申請に関すること。	1 新規採択地区の通知に関すること。 2 地区予算の割り当てに関すること。	
	3 净化槽に関すること。		1 净化槽法第57条第1項の規定に基づき指定検査機関を指定すること。 2 熊本県净化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年熊本県条例第43号）第12条第1項の規定に基づき、净化槽保守点検業者の登録の取消し及び事業の停	1 同条例第2条第1項及び第5条第1項の規定に基づき、净化槽保守点検業者の登録及び登録の拒否をすること。 2 同条例第6条第1項及び第7条の規定に基づく净化槽保守点検業者の登録の変更及び廃業等の届出を受けること。 3 同条例第13条第1項	

				止を命 ずること。	及び第2 項の規 定に基 づき、淨 化槽保 守点検 業者に して報 告の徵 収及 び立入 検査を すること。	
		4 生活排 水対策の 企画及び 調整に関 するこ と。	1 熊本 県生活 排水対 策基本 方針の 策定に 関する こと。 2 熊本 県生活 排水處 理施設 整備構 構想の策 定に関 すること。	1 水質 汚濁防 止法 (昭和 45年法 律第 138号) 第14条 の7第1 項の規 定に基 づく生 活排水 対策重 点地域 の指定 に關す ること。		
河 川 港 湾 局	河川 課	1 河川に 関するこ と。	1 河川 法(昭 和39年 法律第 167号) 第5条 の規定 に基づ き、2級 河川の 指定を すること。 2 同法 第16条 の規定 に基づ き、河 川整備 基本方 針の決 定をす るこ と。	1 同法 第16条 の2の 規定に 基づ き、河 川整備 計画の 決定を すること。 2 同法 第22条 の規定 に基づ き、洪 水時等 におけ る緊急 措置の 決定を すること。	1 同法 第6条 の規定 に基づ き、河 川区域 の指定 をすること。 2 同法 第23条 に基づ く流水 の占用 (特定 水利使 用を除 く。) の許可 をすること。 3 同法	1 同法 第17条 の規定 に基づ く堤防 と道路 の兼用 工作物 に係る 協定を 示すこと。 2 同法 第88条 の規定 に基づ き、許可 を受けた 者とみな れる者

		<p>ること。</p> <p>3 同法第79条の規定に基づく水利使用の国土交通大臣の認可に関すること。</p> <p>4 同法第53条の規定に基づく渇水時における水利用の調整について必要なあつ旋又は調停に関すること。</p>	<p>と。</p> <p>3 同法第54条の規定に基づき、河川保全区域の指定をすること。</p> <p>4 同法第56条の規定に基づき、河川予定地の指定をすること。</p> <p>5 同法第23条に基づく流水の占用の許可（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第2条第3号で定める特定水利使用）をすること。</p>	<p>第55条の規定に基づき、河川保全区域における行為の許可をすること。</p> <p>4 同法第57条の規定に基づき、河川予定地における行為の許可をすること。</p> <p>5 同法第75条第2項の規定に基づく監督処分に関すること。</p> <p>6 同施行令第49条の規定に基づき、公示をすること。</p>	<p>の届出を受理すること。</p>	
		<p>2 海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく海岸（国土交通省所管）の保全に関すること。</p>	<p>1 同法に基づく監督処分に関すること。</p> <p>2 同法に基づく漁業権の取消し等に関すること。</p>	<p>1 同法に基づく海岸保全区域の指定をすること。</p>		

		3 同法に基づく海岸保全施設の設備基本計画を決定すること。				
	3 公有水面に関すること。	1 公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)第32条の規定に基づく認可に係る公有水面埋立の免許をすること。	1 公有水面埋立の免許をすること(同施行令第32条の規定に係る免許を除く。) 2 公有水面埋立のしゅん工認可をすること。	1 公有水面埋立に係る地元市町長の意見を徴すこと。 2 公有水面埋立に係る区域の縮少、設計の概要の変更及び工の期間の伸長のうち軽易なものの許可をすること。		
	4 水防に関すること。	1 水防計画を決定すること。	1 水防管理団体を指定すること。 2 水防警報を行う必要のある河川等を指定すること。			
	5 土木災害事務の取りまとめに関すること。		1 災害報告の取りまとめ並びに本省及び			

				関係機 関に対 する連 絡に関 すること。 2 国庫 負担の 申請及 び実施 の認可 に関す ること。 3 災害 現地査 定に関 すること。 4 成功 認定の 承認申 請をす ること。 5 鉱害 復旧事 業に関 すること。 6 鉱害 報告に 関する こと。 7 鉱害 査定に 関する こと。 8 鉱害 復旧事 業の申 請に関 すること。 9 災害 関連事 業の申 請に関 すること。		
	6 河川の 美化に関 すること。					

	7 市房ダム管理所、冰川ダム管理所及び天草地域ダム建設事務所に関すること。					
	8 水防協議会に関すること。					
	9 河川開発室に関すること。					
	(1) 河川開発に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。					
	(2) ダムの建設及び維持管理に関すること。	1 河川法第47条の規定に基づき、ダムの操作規程を承認すること。 2 同法第52条の規定に基づきダムの操作について洪水調整のために必要な措置の指示をすること。				

		10 河川港湾局長に関すること。					
港湾課	1 港湾に関すること。	1 港湾管理者の設立、廃止を発起すること。 2 港湾施設の利用計画を策定すること。 3 港湾施設の譲渡及び用途廃止を決定すること。 4 港湾建設計画を策定すること。	1 港湾区域の変更を決定すること。 2 市町村管理港湾の港湾区域の認可及び港湾区域の変更認可をすること。	1 港湾隣接地域を指定すること。 2 臨港地区の設定及び区分を指定すること。	1 港湾施設の供用開始を決定すること。 2 港湾施設の認定の申請をすること。 3 臨港地区内の分区内における構築物及び港接地域内の構築物の規制すること。 4 統計法に基づく統計の調査及び報告をすること。		
	2 海岸法に基づく海岸（国土交通省所管）の保全に関すること。	1 海岸保全計画を策定すること。		1 海岸保全区域の指定をすること。 2 同法に基づく監督処分に関すること。			
	3 港湾に係る公有水面に関すること。	1 公有水面埋立法施行令第32条の規定に		1 港湾区域内における公有水面埋立の免	1 港湾区域内における公有水面埋立に係		

		基づく認可に係る港湾区域内における公有水面埋立の免許をすること。	許をすること（同施行令第32条の規定に係る免許を除く。）。	許をすること（同施行令第32条の規定に係る免許を除く。）。	する地元市町村長の意見を徴すること。 2 港湾区域内における公有水面埋立に係る区域の縮少、設計の概要及び工事の変更し工の期間の伸長のうち簡単に許可をすること。	
4 港湾災害に関すること。	1 港湾災害復旧計画を策定すること。					
5 港湾区域内の美化に関すること。						
6 港管理事務所及び天草空港管理事務所に関すること。						
7 有明海自動車航送船組合に関すること。	1 有明海自動車航送船組合に関すること。		1 有明海自動車航送船組合議会議員の推薦をすること。	1 有明海自動車航送船組合議会の開催及び業務等を示すこと。		

砂防 課	1 砂防に 関すること。		1 砂防 法(明 治30年 法律第 29号) 第2条 に定め る砂防 設備を 要する 土地等 の指定 又は指 定の解 除に関 すること。			
	2 地すべ りに関す ること。		1 地すべ り等 防止法 第3条 及び第 4条に 定める 地すべ り防止 区域等 の指定 又は廢 止に関 すること。 2 同法 第9条 の規定 による 地すべ り防止 工事基 本計画 を策定 すること。	1 同法 第11条 の規定 による 工事の 設計及 び実施 計画を 承認す ること。 2 地すべ り等 防止法 施行令 第4条 及び第 5条の 規定に よる輕 易な行 為を指 定する こと。		
	3 急傾斜 地の崩壊 による災 害の防止 に関する こと。	1 急傾 斜地の 崩壊に による災 害の防 止に関 する法 律(昭 和44年 法律第 57号) 第8条	1 同法 第3条 の規定 による急 傾斜地 崩壊危 險区 域の指 定又は 廢止を すること。	1 同法 第8条 の規定 による監 督處 分(同 条第2 項の代 執行を 除く。) をすること。		

		第2項 及び第 10条第 4項に 基づく 監督処 分及び改 善命令の代 執行をす ること。		2 同法 第9条 第3項 の規定 による勧告を すること。 3 同法 第10条 の規定 により改 善命令(同 条例第4 項の代 執行を除く。) をすること。 4 同法 第13条 の規定 による急傾斜 地崩壊 防止工事 施工の届出 を受理す ること。		
4 土砂災 害警戒区 域等にお ける土砂 災害防止 対策の推 進に関する 法律 (平成12 年法律第 57号)の 施行に関 すること。	1 同法 第9条 第1項 に定め る特定 開発行 為(特 定開 發行 行為に 該當し ない部 分も含 めた開 發行 行為の 總面 積が10 万平方 メート ル以上 のもの に限 る。) を許可	1 同法 第6条 第1項 に定め る土砂 災害警 戒区域 及び同 法第8 条第1 項に定 める土 砂災害 特別警 戒区域 の指定 又は解 除をす ること。	1 同法 第9条 第1項 に定め る特定 開發行 為(特 定開 發行 行為に 該當し ない部 分も含 めた開 發行 行為の 總面 積が10 万平方 メート ル未滿 のもの に限 る。) を許可	1 同法 第13条 第1項の 規定に による届 け出を 受理す ること。 2 同法 第19条 の規定 により開 發行為 の廢止 の届け 出を受 理する こと。 3 同法 第21条 の規定 による		

		すること。 2 同法第20条第2項の規定により知事の命令の代執行を行うこと。		すること。 2 同法第13条第2項、第22条及び第25条の規定により助言又は勧告を行うこと。 3 同法第14条に規定する協議に関すること。 4 同法第16条第1項の規定により特定開発行為に係る事項の変更を許可すること。 5 同法第17条第2項の規定により対策工事等の検査を行い、検査を交付すること。 6 同法第20条の規定により監督処分（同条第2項によ	立入検査に関すること。 4 同法第22条の規定による報告の徴収等に関すること。	
--	--	---	--	---	--	--

				る代執行を除く。)を行うこと。		
建築住宅局	建築課	1 宅地建物取引業に関すること。		<p>1 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業者の免許に関すること。</p> <p>2 同法第16条第1項の規定に基づき、宅地建物取引主任者資格試験を実施すること。</p> <p>3 同法第22条の2第2項の規定に基づき、講習を指定すること。</p> <p>4 同法第25条第7項、第66条及び第67条の</p>	<p>1 同法第9条の規定に基づく宅地建物取引業者の変更の届出を受けること。</p> <p>2 同法第18条第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者の登録すること。</p> <p>3 同法第22条の2第1項の規定に基づく宅地建物取引主任者の交付等に関すること。</p> <p>4 同法第25条第6項の規定に基づき、保証金供託済の届出をすべき旨の催告をす</p>	

				規定に基づき、免許を取り消すこと。 5 同法第65条の規定に基づき、指示及び業務の停止を命ずること。 6 同法第68条の規定に基づき、宅地建物取引主任者に対し宅地建物取引主任者としてすべき事務を行うことを禁止すること。 7 同法第68条の2の規定に基づき、登録を消除すること。	ること。 5 同法第71条の規定に基づき、指導、助言及び勧告をすること。 6 同法第72条第1項及び第2項の規定に基づく報告及び入検査すること。 7 同法第74条第4項の規定に基づく報告、指導及び勧告に関するこ	
2 開発行為等の規制に関するこ	1 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為(面積			1 同法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為(面積が5万	1 同法第29条第1項又は第2項の規定に基づき、開発行為(面積が5万	

		<p>が10万 平方メ ートル 以上の ものに 限る。) を許可 すること。</p>	<p>平方メ ートル 以上10 万平方 メートル未満 のもの に限 る。) を許可 すること。 2 同法 第35条 の2第1 項の規 定によ り、開 発許可 (面積 が5万 平方メ ートル 以上の ものに 限る。) に係る 事項の 変更許 可をす ること。 3 同法 第36条 第2項 の規定 に基づ き、工 事(開 発許可 を受け た面積 が5万 平方メ ートル 以上の 開發行 為に關 するも のに限 る。) の完 了の検 査を行 い、檢</p>	<p>未満の もので、 開發審 查会の 議に係 るもの に限 る。) を 許可す ること。 2 同法 第35条 の2第1 項の規 定によ り、開 発許可(面 積が5万 平方メ ートル 未満の もので、 開發審 查会の 議に係 るもの に限 る。) に 係る事 項の變 更許可す ること。 3 同法 第35条 の2第3 項の規 定によ り、開 發許可(面 積が5万 平方メ ートル 以上の もの又 は開發 審查会の 議に係 るものに 限 る。) に 係る事 項の輕 微な變 更の届</p>	
--	--	--	---	---	--

				査済証 を交付 するこ と。 4 同法 第37条 の規定 に基づ き、工 事完了 公告前 の建築 (開発 許可を 受けた 面積が 5万平 方メー トル以 上の開 発区域 内のも のに限 る。) を 承認 するこ と。	出を受 理する こと。 4 同法 第36条 第2項の 規定に 基づき、 工事(開 発許可 (開発 審査会 の議に 係るも のに限 る。) を 受けた 面積が5 万平方 メートル 未開発 の行為に 関するも のに限 る。) の 完了の 検査、 検査を交 換するこ と。	
				5 同法 第41条 及び第 42条の 規定に 基づ き、建 築(開 発許可 を受け た面積 が5万 平方メー トル以 上の開 発区域 内のも のに限 る。) を 許可 するこ と。	5 同法 第36条 第3項の 規定に 基づき、 工事(開 発許可 を受け た面積 が5万平 方メー トル未 開発の 行為に 関するも のに限 る。) が 完了し た旨を 公告す ること。	
				6 同法 第45条 の規定 に基づ き、開 発許可		

				(面積 が5万 平方メ ートル 以上の ものに 限る。) に基づ く地位 の承継 を承認 するこ と。	6 同法 第37条 の規定 に基づ き、工事 完了公 告前の 建築(開 発許可 (開発 審査会 の議に 係るも のに限 る。)を 受けた 面積が5 万平方メ ートル未満 の開発内 のもの に限 る。)を 承認す ること。 7 同法 第81条 の規定 に基づ き、監 督処分 を行う こと。	7 同法 第41条 及び第 42条の 規定に 基づき、 建築(開 発許可 (開発 審査会 の議に 係るも のに限 る。)を 受けた 面積が5 万平方メ ートル未満 の開発内 のもの に限 る。)を 許可す ること。 8 同法 第43条	
--	--	--	--	---	--	--	--

				<p>の規定に基づく建築等の許可(開発審査会の議に係るものに限る。)をすること。</p> <p>9 同法第45条の規定に基づき、開発許可(開発審査会の議に係るもので、面積が5万平方メートル未満のものに限る。)に基づく地位の承継を承認すること。</p>	
3 宅地造成等の規制に関すること。	<p>1 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第3条の規定に基づき、宅地造成工事規制区域を指定すること。</p> <p>2 同法第8条第1項の規定</p>		<p>1 同法第8条第1項の規定に基づき、宅地造成に関する工事(造成面積5万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの)を許可すること。</p>	<p>1 同法第18条の規定に基づき、工事の状況について報告を徴取すること。</p>	

		<p>に基づき、宅地造成に関する工事（造成面積10万平方メートル以上のもの）を許可すること。</p> <p>3 同法第12条第1項の規定に基づき、工事（造成面積10万平方メートル以上のものの計画を変更ようとするときの許可をすること。</p> <p>4 同法第14条第5項の規定に基づく宅地造成に伴う災害防除工事の代執行に関すること。</p> <p>5 同法第20条の規定に基づき、造</p>	<p>と。 2 同法第12条第1項の規定に基づき、工事（造成面積5万平方メートル以上10万平方メートル未満のもの）の計画を変更しようとするときの許可をすること。</p> <p>3 同法第12条第2項の規定に基づき、工事（造成面積5万平方メートル以上ものの計画の軽微な変更をしたときの届出を受理すること。</p> <p>4 同法第13条の規定に基づき、工事（造成面積5万平方メー</p>		
--	--	---	--	--	--

		成宅地 防災区 域を指 定又は 指定を 解除す ること。		トル以 上のも の) 完 了の検 査を行 い、検 査済証 を交付 するこ と。 5 同法 第14条 の規定 に基づ き、監 督処分 (同条 第5項 の代執 行を除 く。) をする こと。 6 同法 第15条 の規定 に基づ き、工 事等 (造成 面積5 万平方 メート ル以上 のも の) の 届出を 受理す ること。 7 同法 第17条 の規定 に基づ き、改 善命令 (同条 第3項 の規定 により 準用さ れる第 14条第 5項の 代執行		
--	--	--	--	---	--	--

を除
く。)
をする
こと。

8 同法
第18条
第1項
の規定
に基づ
き、宅
地造成
に関す
る工事
の状況
を検査
するこ
と。

9 同法
第22条
の規定
に基づ
き、改
善命令
(同条
第3項
の規定
により
準用さ
れる第
14条第
5項の
代執行
を除
く。)
をする
こと。

10 同法
第23条
の規定
により
準用さ
れる第
19条の
規定に
基づ
き、造
成宅地
防災区
域内の
造成宅
地の状
況を検
査する
こと。

	4 優良宅地に関すること。				
	5 宅地建物取引業審議会及び開発審査会に関すること。				
	6 不動産特定共同事業に関すること。		<p>1 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可に関すること。</p> <p>2 同法第36条の規定に基づき、許可を取り消すこと。</p> <p>3 同法第34条及び第35条の規定に基づき、指示及び業務の停止を命ずること。</p> <p>4 同法第37条の規定に基づき、業務管理者の解</p>	<p>1 同法第10条の規定に基づく不動産特定共同事業の変届出を受理すること。</p> <p>2 同法第39条の規定に基づき、指導、助言及び勧告をすること。</p> <p>3 同法第40条第1項の規定に基づく報告及び立入検査すること。</p>	

			任を命 ずること。			
	7 アート ポリス及 び建築の ユニバー サルデザ インに関 するこ と。					
	8 建築に 関すること（建築 物安全推 進室の分 掌事務を 除く。）。		1 高齢 者、障 害者等 の移動 等の円 滑化の 促進に 関する 法律 (平成 18年法 律第91 号) 第 15条の 規定に 基づ き、基 準適合 命令又 は措置 要請を するこ と。 2 同法 第21条 の規定 に基づ き、改 善命令 をする こと。 3 同法 第22条 の規定 に基づ き、計 画の認 定を取 り消す こと。			

	9 建築物安全推進室に関すること。				
(1) 建築に関すること。	1 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項第4号の規定に基づき、区域の指定をすること。 2 同法第22条第2項の規定に基づき、区域の指定をすること。 3 同法第84条の規定に基づく被災市街地の建築の禁止又は制限に関するこ と。 4 同法第85条第1項の規定に基づき、非常災害の発生した区域等の指定をすること。		1 同法に基づき、建築物の建築を許可すること。 2 同法第6条第5項、第6条の2第3項及び第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定に関するこ と。 3 同法第9条に基づく違反建築物に対する措置命令に関するこ と。 4 同法第10条の規定に基づき、保安上危険である建築物に対する措置命令をするこ と。 5 同法第11条の規定に基づ	1 建築基準法第55条第2項の規定に基づき、第一種低層住居専用地内又は第二種低層住居専用地内における建築物に対する高さの制限緩和を認可すること。 2 同法第86条第8項及び第86条の2第6項の規定に基づき、認定に関する公告をすること。 3 建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定に基づき、道路の位置を指定した旨	

に基づき、私道の変更又は廃止を禁止し、又は制限をすること。

11 同法第46条の規定に基づく壁面線の指定に関すること。

12 同法第68条の7の規定に基づき、予定道路の指定をすること。

13 同法第90条の2の規定に基づき、工事中の特殊建築物に対し措置命令をすること。

14 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条第3項の規定

			<p>に基づき、公表をすること。</p> <p>15 同法第11条の規定に基づき、改善命令をすること。</p> <p>16 同法第12条の規定に基づき、計画の認定を取り消すこと。</p>	
	(2) 建築士 に関する こと。		<p>1 建築士法(昭和25年法律第202号)第9条の規定に基づき、2級建築士及び木造建築士の免許を取り消すこと。</p> <p>2 同法第10条第1項の規定に基づき、戒告、業務の停止又は免許の取消しをすること。</p> <p>3 同法第13条の規定</p>	<p>1 同法第5条の規定に基づく2級建築士及び木造建築士の免許に関すること。</p> <p>2 同法第23条の3第1項の規定に基づく建築事務所の登録すること。</p> <p>3 同法第26条の2第1項の規定に基づく報告及び立入検査に関すること。</p>

				に基づき、2級建築士試験及び木造建築士試験を実施すること。 4 同法第26条第2項の規定に基づき、建築士事務所の開設者に対して戒告を与える、又は建築士事務所の閉鎖命令を行い、若しくは登録を取り消すこと。	
	(3) 建築物の安全確保対策に関すること。				
	(4) 市街地再開発事業に関すること（公共施設の整備を含まない市街地再開発事業を施行する	1 都市再開発法第11条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 2 同法第16条	1 同法第38条第1項の規定に基づき、定款又は事業計画の変更を認可すること。 2 同法第41条	1 同法第16条第1項の規定に基づき、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長に事業計画を公	

		組合に限 る。)。	第3項の規定に基づき、意見書を審査し、認可を申請した者に対事業に必要な修正を加えることじ、又は意見書に意見を採択する必要はない旨を見抜して意見を提出した者に通知すること。 3 同法第98条の規定に基づき、土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行をすること。 4 同法第112条の規定に基づき、組合の事業開始を決	第3項の規定に基づき、組合の徴収する賦課金等の滞納処分を認可すること。 3 同法第45条第4項の規定に基づき、組合の解散を認可すること。 4 同法第49条の規定に基づき、組合の決算報告を承認すること。 5 同法第60条第1項の規定に基づき、他人占有する土地に測量のため立ち入り、又は立ち入りを許可すること。 6 同法第61条第1項の規定に基づ	衆の縦覧に供させること(同法第38条第2項の規定において準用場合を含む。) 2 同法第19条に基づき、組合の認可を公告すること。 3 同法第28条及び第1項及び第2項の規定に基づき、理事長の氏名及び住所をし、公ること。 4 同法第117条に基づき、事業代行終了の公告をすること。	
--	--	--------------	--	---	--	--

			定すること。 5 同法第114条の規定に基づき、市町村長と協議して当該市町村長を事業者代行者に定めること。		障害物の伐除及び土地の試掘等について許可すること。 7 同法第66条第1項の規定に基づき、土地の形質の変更又は建築物その他的工作物の新築等を許可すること。 8 同法第72条第1項の規定に基づき、組合の権利変換計画を認可すること。 9 同法第124条の規定に基づき、組合に対し、報告等の提出を求め、又は勧告若しくは措置命令をすること。	
--	--	--	--	--	---	--

				10 同法 第125 条の規 定に基 づき、 組合を 監督す ること。 11 同法 第133 条の規 定に基 づき、 組合の 管理規 約を認 可する こと。		
	(5) 優 良住宅 に関す ること。					
	(6) が け地近 接等危 険住宅 移転事 業に關 すること。					
	(7) エ ネルギ ーの使 用の合 理化に 關する 法律 (昭和 54年法 律第49 号)の 施行に 關する こと (建築 物に關 することに 限 る。)。			1 同法 第75条 第3項 の規定 に基づ く公表 をすること。		
	(8) 建 設工事 に係る 資材の			1 同施 行令第 15条の 規定に		

		再資源化等に関する法律に基づく分別解体等 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号)第2条第1項第1号から第3号に該当するもの。)の実施に関すること。		基づく分別解体等の方法の変更その他の必要な措置命令に関すること。		
		(9) マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)の施行に関すること。		1 同法第9条第1項の規定に基づき、組合の設立を認可すること。 2 同法第11条第3項の規定に基づき、意見書を審査し、事業計画の修正を命ずること又は意	1 同法第11条第1項の規定に基づき、施行マンションの所在地の市町村長に事業計画公衆縦覧に供すること。 2 同法第14条第1項の規定に基づき、組合の認可を	

				見を採 択すべ きでな い旨を 通知す ること。	公告す ること。 3 同法 第25条 第2項の 規定に 基づき、 理事長 の氏名公 告する こと。 4 同法 第38条 第6項の 規定に 基づき、 組合の 設立の又 は組合 設立の 認可の 取消し を公告 すること。 5 同法 第51条 第7項の 規定に 基づき、 変動が あつた 施行者 の氏名 等を公 告する こと。	
(10) 熊本県 地球温 暖化の 防止に 関する 条例の 施行に 関する こと (建 築物に 関する ことに 限る。)。				1 同条 例第52 条の規 定に基 づく公 表を行 うこと。	1 同条 例第35 条の規 定に基 づく公 表を行 うこと。	

		(11) 建築審 査会及 び建築 士審査 会に関 すること。					
		10 建築住 宅局長に 関すること。					
營繕 課	1 営繕工 事及び設 備工事の 発注、監 理並びに 技術協力 に関する こと。						
住宅 課	1 住宅及 び住環境 に関する こと。	1 住 宅 に 関す る 基本 計 画を 策 定す る こ と。		1 住 生 活 基 本 法 (平 成18年 法律第 61号) 第17条 第3項 の規 定 によ り、市 町村に 協 議す るこ と 及 び地 域住 宅 協 議会 の意 意見 を 聽 取 す るこ と。 2 同法 第17条 第4項 の規 定 によ り、国 土交 通 大 臣に 協 議す るこ と。 3 同法 第17条 第7項			

			<p>の規定により、計画を公表すること及び国土交通大臣に報告すること。</p> <p>4 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条の規定による地域住宅計画の決定に関すること。</p> <p>5 住宅市街地基盤整備事業計画の決定に関すること。</p>		
2 公営住宅に関すること。	<p>1 県営住宅の譲渡処分に関すること。</p> <p>2 県営住宅の明渡しの調停及び訴訟に関すること。</p>		<p>1 県営住宅の入居者の募集及び決定に関すること。</p> <p>2 県営住宅の家賃及び敷金</p>	<p>1 県営住宅の模様替え等を承認すること。</p> <p>2 県営住宅の用途変更を承認すること。</p>	

		するこ と。	の決定 及び減 免又は 徴収猶 予に關 するこ と。 3 県営 住宅入 居者の 明渡し を請求 するこ と。		
	3 独立行 政法人住 宅金融支 援機構受 託事務に 関するこ と。			1 独立 行政法 人住宅 金融支 援機構 の受託 事務を 実施す ること。	
	4 住宅地 区改良に 関するこ と。		1 住宅 改良地 区を指 定する こと。 2 同法 第9条 の規定 により 建築行 為の制 限の許 可、移 転又は 除却命 令をす ること。		
	5 住宅供 給公社の 他住宅関 係団体に 関するこ と。	1 貸家 組合法 (昭和 16年法 律第47 号)に基 づく貸 家組合 の解散 に関 すること。	1 地方 住宅供 給公社 法(昭 和40年 法律第 124号) 第27条 の規定 により 事業計 画及び 資金計 画を承		

			認すること。 2 同法第41条の規定により監督命令をすること。		
6 農地所有者等賃貸住宅に関すること。	1 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和46年法律第32号）第9条の規定による承認をすること。		1 同法第10条の規定により報告の徴収及び立入検査をすること。		
7 特定優良賃貸住宅に関すること。			1 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）第3条の規定による供給計画の認定に関すること。 2 同法第5条の規定による供給計画の変更に関すること。 3 同法		

			<p>第9条 の規定 による 地位の 承継に 関する こと。</p> <p>4 同法 第10条 の規定 による 改善命 令に関 すること。</p> <p>5 同法 第11条 の規定 による 供給計 画の認 定の取 消しに 関する こと。</p>		
8 高齢者 の居住の 安定確保 に関する こと。		<p>1 高齢 者の居 住の安 定確保 に關す る法律 (平成 13年法 律第26 号)第3 条の2 の規定 によ る高 齢者 居 住安 定確 保計 画の策 定に 關す ること。</p>	<p>1 同法 第30条 の規定 によ る供 給計 画の認 定に 關す ること。</p> <p>2 同法 第33条 の規定 によ る供 給計 画の變 更に 關す ること。</p> <p>3 同法 第38条 の規定 によ る地 位の 承 継に 關す ること。</p> <p>4 同法 第39条 の規定 によ る</p>		

			改善命令に関すること。 5 同法第40条の規定による供給計画の認定の取消しに関すること。		
9 住宅の品質確保の促進等に関すること。					
10 マンションの管理の適正化の推進に関すること。					
11 長期優良住宅の普及の促進等に関する法律(平成20年法律第87号)に関すること。			1 同法第13条の規定による改善命令に関すること。 2 同法第14条の規定による計画の認定の取消しに関すること。	1 同法第5条の規定による長期優良住宅建築計画の認定に関すること。 2 同法第8条及び第9条の規定による認定を受けた優良住宅建築等計画の変更に関すること。 3 同法第10条の規定による地位の	

				承継に 関する こと。	
--	--	--	--	-------------------	--

別表第4を次のように改める。

部	局	課	担当課長補佐(主幹・参事)専決事項
総務部	人事課	1 履歴事項の証明(人事課備付けの履歴書により証明できるものに限る。)をすること。 2 特別休暇(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第13条の表24の項に規定する場合及び国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合における休暇に限る。)を承認すること。 3 職員記章の交付をすること。 4 給与基本資料報告をすること。	
		1 市町村職員研修生の市町村からの給料月額等の異動に伴う報告の受理並びに各所属長に対する通知をすること。 2 行政書士法(昭和26年法律第4号)第17条第1項及び熊本県行政書士法施行細則(昭和47年熊本県規則第73号)第5条第1項の規定による行政書士会からの報告の受理に関すること。	
健康福祉部	子ども家庭福祉課	1 児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第6条第1項の住所変更の届出の受理及び同条の支給機関変更の届出の受理に関すること。	
	障がい者支援課	1 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(昭和39年厚生省令第38号)第6条の規定による住所変更の届出の受理及び同規則第7条の規定による支払方法変更の届出の受理に関すること。	
	健康局	1 歯科技工士国家試験の合格証明書の交付に関すること。 2 診療エックス線技師籍の訂正及び登録の消除並びに診療エックス線技師免許証の再交付、書換え交付及び返納に関すること。 3 准看護師籍の訂正及び登録の抹消、准看護師免許証の再交付、書換え交付及び返納、准看護師試験の合格証明書の交付並びに准看護師の再教育研修修了登録証の再交付、書換え交付及び返納に関すること。	
		1 栄養士及び調理師の名簿の訂正、免許証の書換交付及び試験合格証明書の交付に関すること。	
	薬務衛生課	1 クリーニング業法施行令(昭和28年政令第233号)第1条第2項の規定による免許証の訂正交付に関すること。	
	商工観光労働部	商工振興金融課	1 貸付金の残高証明に関すること。 2 中小企業振興資金特別会計の伝票振出に関すること。
土木部	道路都市局	監理課	1 建設業者の許可事項の証明及び許可簿の閲覧に関すること。 2 凈化槽事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧に関すること。
		道路整備課	1 道路台帳の閲覧に関すること。
	下水環境課	道路保全課	1 軽易な道路の通行禁止及び制限の報告に関すること。
		河川港湾局	1 流域下水道台帳の閲覧に関すること。
	建築	建築課	1 河川台帳閲覧に関すること。 2 海岸保全区域台帳の閲覧に関すること。

住宅局		建物取引主任者証の交付証明に関すること。 2 宅地建物取引業の免許の基準等に関する調査事項について市町村等に対し照会すること。 3 建築確認の申請に関する図書及び宅地建物取引業者名簿等並びに開発登録簿の写しの交付及び閲覧に関すること。
	住宅課	1 県営住宅入居証明及び家賃証明に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(熊本県環境立県推進室設置規程等の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 熊本県環境立県推進室設置規程（平成12年熊本県訓令第40号）
 - (2) 熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程（平成13年熊本県訓令第33号）
 - (3) 熊本県公共関与推進室設置規程（平成15年熊本県訓令第34号）
 - (4) 熊本県子ども家庭福祉室設置規程（平成18年熊本県訓令第29号）
 - (5) 熊本県国保・高齢者医療室設置規程（平成18年熊本県訓令第30号）
 - (6) 熊本県技術管理室設置規程（平成18年熊本県訓令第36号）
 - (7) 熊本県農村環境室設置規程（平成18年熊本県訓令第37号）
 - (8) 熊本県営繕室設置規程（平成18年熊本県訓令第40号）
 - (9) 熊本県消費生活センター設置規程（平成20年熊本県訓令第35号）
 - (10) 熊本県庁処務規程に定める専決事項の特例に関する規程（平成22年熊本県訓令第40号）
- （経過措置）

3 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる部・局・課（室・センター）に勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる部・局・課（センター）に勤務を命ぜられたものとする。

旧			新		
部	局	課(室・センター)	部	局	課(センター)
総務部		県政情報文書課	総務部	文書私学局	県政情報文書課
		私学振興課		私学振興課	
		総務事務センター		総務事務センター	
		管財課		管財課	
		税務課		税務課	
企画振興部		地域振興課	企画振興部	地域・文化振興局	地域振興課
		文化企画課		文化企画課	
		川辺川ダム総合対策課		川辺川ダム総合対策課	
		情報企画課		情報企画課	
		統計調査課		統計調査課	
健康福祉部		社会福祉課	健康福祉部	長寿社会局	社会福祉課
		健康づくり推進課		健康局	健康づくり推進課
		薬務衛生課		ねんりんピック推進局	薬務衛生課
		ねんりんピック推進室		ねんりんピック推進局	ねんりんピック推進課
環境生活部		環境保全課	環境生活部	環境保全課	
		自然保護課		自然保護課	
		廃棄物対策課		廃棄物対策課	
		人権同和政策課		県民生活局	人権同和政策課
商工観光労働部	新産業振興局	新エネルギー産業振興室	商工観光労働部	新産業振興局	新エネルギー産業振興課
農林水	農業振	農地・農業振興課	農林水	経営局	農地・農業振興課

産部	興局	担い手・企業参入支援課	産部		担い手・企業参入支援課
		農産物流通企画課			流通企画課
	農業技術課 農産課 園芸課 畜産課 農村計画・技術管理課 農村整備課 森林整備課 林業振興課 森林保全課 水産振興課 漁港漁場整備課	農業技術課		生産局	農業技術課
		農産課			農産課
		園芸課			園芸課
		畜産課			畜産課
		農村計画・技術管理課		農村振興局	農村計画課
		農村整備課			農地整備課
		森林整備課		森林局	森林整備課
		林業振興課			林業振興課
		森林保全課			森林保全課
		水産振興課		水産局	水産振興課
		漁港漁場整備課			漁港漁場整備課
土木部	道路整備課 道路保全課 都市計画課 下水環境課 河川課 港湾課 砂防課 建築課 住宅課	道路整備課	土木部	道路都市局	道路整備課
		道路保全課			道路保全課
		都市計画課			都市計画課
		下水環境課			下水環境課
		河川課	河川港湾局	河川課	河川課
		港湾課			港湾課
		砂防課			砂防課
		建築課	建築住宅局	建築課	建築課
		住宅課			住宅課

4 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる部・局・課に兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表新欄に掲げる部・局・課に兼務を命ぜられたものとする。

旧			新		
部	局	課	部	局	課
企画振興部		地域振興課	企画振興部	地域・文化振興局	地域振興課
		川辺川ダム総合対策課			川辺川ダム総合対策課
		統計調査課		交通政策・情報局	統計調査課
環境生活部		環境保全課	環境生活部	環境局	環境保全課
		自然保護課			自然保護課
		廃棄物対策課			廃棄物対策課
農林水産部	農業振興局	農産物流通企画課	農林水産部	経営局	流通企画課
		園芸課		生産局	園芸課
		畜産課			畜産課
		農村計画・技術管理課		農村振興局	農村計画課
		林業振興課			林業振興課
		水産振興課		森林局	水産振興課
		漁港漁場整備課			漁港漁場整備課
土木部		道路整備課	土木部	道路都市局	道路整備課
		河川課		河川港	河川課

	港湾課		湾局	港湾課
	砂防課			砂防課
	建築課		建築住宅局	建築課

5 この訓令の施行の際に次の表の旧欄に掲げる職又は職務を命ぜられている者は、別に辞令の發せられる場合のほか、それぞれ同表の新欄に掲げる職又は職務を命ぜられたるものとする。

旧		新	
部(公室)	職又は職務	部(公室)	職又は職務
知事公室	首席総務審議員	知事公室	首席審議員
	政策審議員		審議員
	総務審議員		
総務部	首席総務審議員	総務部	首席審議員
	総務審議員		審議員
企画振興部	政策審議員	企画振興部	審議員
	統計審議員		
健康福祉部	首席医療審議員	健康福祉部	首席審議員
	健康福祉審議員		審議員
環境生活部	首席環境生活審議員	環境生活部	首席審議員
	環境生活審議員		審議員
商工観光労働部	首席観光審議員	商工観光労働部	首席審議員
	商工審議員		
	企業立地審議員		審議員
	観光審議員		
	労政審議員		
農林水産部	首席農林水産審議員	農林水産部	首席審議員
	農林水産審議員		審議員
土木部	首席土木審議員	土木部	首席審議員
	土木審議員		
	建築審議員		審議員